

事務連絡
令和6年2月29日

都道府県・大気汚染防止法政令市
大気環境主管部局 御中

環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止
対策徹底マニュアル」の改正について

平素より大気環境行政の推進に御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策については、「建築物等の解体等
に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」をとりまとめ、
周知・活用を図ってきているところです。

今回、当該マニュアルについて、別紙のとおり改正しました。

引き続き、本マニュアルを活用して、事業者への指導の徹底に努められるようお願い
いたします。

○建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底
マニュアル（令和6年2月改正 厚生労働省、環境省）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室

担当 児玉、桑原、松永

TEL 03-5521-8293

Mail kanri-kankyo@env.go.jp

(別紙)

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル」の改正概要

1 時点修正

- ・令和2年の改正大気汚染防止法等の施行を踏まえた修正
- ・関係マニュアル等の改訂を踏まえた修正

2 省令・告示等の改正を反映

(1) 工作物事前調査者関係

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正の一部を改正する件（令和5年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）
- ・大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第10号）
- ・設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第47号）
- ・特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第48号）
- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年1月11日厚生労働省令第2号）
- ・石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示（令和5年3月27日厚生労働省告示第89号）

など

(2) 除じん性能を有する電動工具関係

- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年8月29日厚生労働省令第105号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和6年1月31日技術上の指針公示第25号）

など

(3) 呼吸用保護具関係

- ・防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について（令和5年5月25日付け基発0525第3号）

など

3 その他、語句修正等

誤記修正、用語統一、体裁整理

※ 上記1、2に係る主な改正点は別添改正表のとおり